

**新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、二級・木造建築士各種手続きにおいて、
郵送による申請受付等を開始します。**

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、二級・木造建築士に係る各種手続きにおいて、希望する方には郵送等による申請受付・免許交付を行うことと致します。

■郵送にて申請する場合の必要書類等

・二級・木造建築士各種申請における必要書類一式（詳細は各手続のページをご確認ください。）

・本人確認ができる公的な身分証明書のコピー

※ご自宅の電話番号欄には、「日中連絡が可能な電話番号」をご記入ください。

※身分証明書のコピーが添付されていない場合は申請受付不可です。

※郵送料は申請者のご負担となります。

■送付方法（申請者→建築士会）

・レターパックプラス ※レターパックライトは郵便受けのため使用できません。

・簡易書留

・宅配便

■交付方法（建築士会→申請者）

・宅配便「着払」

いずれの場合も送料は申請者ご自身の負担となり、申請受付時に本人確認ができる公的な身分証明書のコピーが添付されていることが必須条件です。

■旧免許の返却について

なお、新規申請と、再交付（亡失）以外は、既存の免許の返却が必要になります。

建築士免許証明書に同封されている「二級・木造建築士建築士免許返却のお願い」をご確認いただき、お手元にある旧免許を10日以内に持参または郵送してください。

※不明な点等がございましたら、お問合せ下さい。